

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働き易い雇用環境整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

2 内容

① 目標1

出産を予定する従業員から希望があった場合、産前休暇以前において14日を上限に出産のための準備休暇を付与する。

〈対策〉

- 令和7年5月から 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和7年6月から 社員へ周知、休暇の受付開始

② 目標2

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員が希望する場合、就業時間の途中においても時間単位で取得できる制度を導入する。

〈対策〉

- 令和7年5月から 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和7年6月から 社員へ周知、運用開始

③ 目標3

短時間勤務制度の適用を受け、制度適用期間が終了し正規勤務に復帰し難い場合で、従業員の希望によりパートタイマー等に身分変更し、子育てが落ち着いて後に従業員が希望する場合は、身分変更前の身分に復職できる制度を導入する。

〈対策〉

- 令和7年5月から 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和7年6月から 社員へ周知、運用開始